

預金口座をお持ちのお客さまへ

口座の売買・譲渡は「犯罪」です

他人になりすましての口座開設や、口座の売買・譲渡は法律により禁止されています。

口座の売買・譲渡や口座が不正に利用されていることが判明した場合は、口座の利用を停止または解約させていただきます。また、今後の当金庫とのお取引をお断りする場合もございますので、あらかじめ、ご了承くださいますようお願いいたします。

正当な理由なく下記の行為を行った場合は有償・無償を問わず、罪に問われる可能性があります。

1. 自分や他人名義の通帳・キャッシュカードを譲り渡す行為（譲り受ける行為）
2. インターネットバンキングのログインID・パスワードの情報を譲り渡す行為（譲り受ける行為）
3. 他人に売却・譲り渡す目的で口座を開設する行為
4. 他人・架空名義の口座を開設する行為
5. 他人名義の口座からATM等で現金を引き出す行為

また、インターネットなどに通帳・キャッシュカード等の売買の広告を載せることも禁止されています。

※ 近年、多様化している犯罪に巻き込まれないためにも、ご利用されない口座については、当金庫窓口にてご解約していただくようお願い申し上げます。



北おおさか信用金庫

金融犯罪に気をつけて！

不審なことがあれば、しんきんに相談

多発している
犯罪

◆ 口座のなりすまし開設



★ 自分以外の個人や、架空の企業になりすまして口座を開設することは**犯罪**です。

◆ 口座の売買・譲渡・貸与



口座を他人に売買、譲渡または貸与することは**犯罪**です。

身近に迫る
犯罪



◆ SNS型投資・ロマンス詐欺

SNS等を通じて「絶対に儲かる」と投資を勧めたり、恋愛感情や親近感を抱かせ言葉巧みに金銭等を振り込ませようとすることは**詐欺**です。



◆ フィッシングによる犯罪

信用金庫や協会を装う偽メールで、偽のwebサイトに誘導し、IDやパスワードなどの情報を入力させて盗み、不正に預金を引き出す**不正送金事犯**も発生しています。

！ お客さまへのお願い —金融犯罪に巻き込まれないために—

- ✓ 犯罪に関わらないために、怪しい取引には応じず、使わなくなった口座は早めに解約してください。

【信用金庫における安全を確保するための取組み】

信用金庫では、お客さまの取引の安全を確保するため、金融犯罪のおそれがあると認める場合には、警察等と連携のうえ、適切な対応を行います。